盡義通紀

巻九四十

共廿三

第七

戰記

姫

内閣文庫
和書
三四七〇九
類號
三三
冊
一五一
函
七
架
(九廿九)

285

内閣文庫
番號 和 34709
冊數 33 (29)
函號 151 60

綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

奥羽永慶軍記巻第十九

目録

伊達政宗依召上洛付政宗殿中[illegible]之事

千葉胤罷[illegible]付中々家静之事

秀長卒付捨君誕生同逝去之事

奥郡九戸兵起付氏郷政宗於根曽利[illegible]向井城事

奥州糠部九戸城軍付九戸被誅事

氏郷加増政宗勘気免許之事

秀吉公朝鮮発向人数定之事

名護屋陣所用意付軍役並[illegible]之事

肥前名護屋発着付秀次任関白事

日本政府図書
内閣文庫

佐渡守ハ之事
小西摂津守ハ小西摂津守ハ於今山浦市兵衛之事
秀吉ハ為小西源次郎之事
行長法印ハ先陣論ハ小西入王城之事
法印摂津守ハ秀吉ハ中国毛利氏ハ長例ハ上之事
佐竹左右源海ハ小西与大明之合戦之事

上

豊臣義通記巻第三十九

佐竹源氏佐竹上総介源義重ハ源頼朝公之事

佐竹源氏ハ佐竹ハ源頼朝公ハ義重ハ先祖のとゝ奥州を押伏せんと上ぬ[illegible]ハ天正
以後氏ハ西宗ハ佐竹ハ実ハ佐竹ハ紀伊ハ
拾九年正月[illegible]氏ハ名ハ[illegible]
二年松橋小巻き源兵衛ハ佐竹ハ[illegible]
[illegible]氏ハ[illegible]
上洛ハ[illegible]
[illegible]氏ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

一て言上す秀吉云若角の返事なく先中村作兵衛を
を遣はし一応を申を進ぜらるれ相も済ぬ（さすれば）秀吉云
人を奥へ遣し政宗に申さん（成程政宗上洛せずと）人くさすれとや 政宗使とひたすらに仕
地を立て上洛せず甚新再用を強て 政宗京へ出て秀吉謀叛二年を倉箱中てこそ
馬のせんよ相せてこそ（是ものせんに政宗うつ使を遣はせ）
冨田氏を召て政宗上洛の上隠謀なきと申ふ冨田氏て作せ云左世の
時是隠謀の沙汰をしふ冨田氏安云（為り作術しのひしよ相ふ）
沙汰をなさ（き沙汰と）秀吉の為ひて政宗氏に変しの在備（紀氏政宗）
隠謀なしとい（くられとも双方を糺し沙汰せんとなれて（成程氏に冨田らあい
と冨田と氏に者を四度上て申ふ（さすれば氏に冨田らあい
上て相ふ（ふ）ふ氏に者を上て相ふ氏に冨田ふ作ふ（ふ）ふ政宗ひき
ふ作ふ（ふ）ふ政宗を呼 甚作政宗を呼 館（成程）一小侍三郎左衛門たく片念

小十郎父綱宗を盗まて（成程）左を厳敵（家の大事
ふき上て剛強の富士ふ（政宗自分の働を以て所に
ふ為ふをふて伺ふると名のふて左行ふとふや
の上中にて秀吉云に作ふ（政宗自筆自判の隠謀七冨文
教通ふ（成上陣祈ふ）とのふ政宗ふ（ふて甚
文を作て捨ん（せん）と思ふ分清ふ捨ふ（て清ふに於て仮
を七教通の四文に一字ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ
出使（ふ）西ふ（ふ）ふ一字ふ一点不遠隠謀ふ（ふ）ふ
時ふ政宗ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ
上祈ふ（ふ）ふ事成ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ
成ふ冨書判と名付て用ふ（ふ）ふ隠奥國中ふ不相ふ事ふ（ふ）ふ
作ふ（ふ）ふ作ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ（ふ）ふ

書状に用ひいらて大事のこと共を四文字書籍北判を
用ひや其上此判形をえらぶ四しくゆ稀なる流儀あり某判
形ハ鄭約に服あり此四文北判形ハ服なしとかんハさら
ハ其流をえんとて大名ゆ所ハ服なして政宗ゆ書籍を求
められ数十通拵るにとくくを服あり四文のこと服
なし秀吉公出仕あり此上ハとて政宗ゆ罷をゆるさん
印状あ給しりうされとも仕御ハ久されす京拵り
拵せられあり

秀吉も政宗ゆ四文をうたし出しうる北大器とかい
判形のくゆ下しをし申れ申りのあき御まことに
大拵の気ゆありと感ふして仕儀あきふ為出せ

らるゆ秀吉北大器のわとし政宗に面信をとゆる
人歳しゆ申り

千宗易罷科事付中元茶湯

去年十二月ナ日旨秀吉ゆ三物茶湯ゆ初て禽獸多くれて
ゆ家武家所人あ給ふ
其比京拵北人ゆ宗易利休茶花湯ゆ真新古を目利して
極めしに拵ハ拵給ふゆり新を古として古を新として
を價ハ法申かせり秀吉公此るを又貸て毛図城ゆりとて
からあ立て貴ををゆられゆり宗易日比大仕るの稲宗
陣と出張して已り歩像を為りて大仕ちの山門の上ゆ為り
秀吉公て和為歌ゆふりり所人の歩像を賞人ゆる人の首

のよて奉りをいきとをりて大御ゐを被申せんとて細川
忠興おの図書の家に　細川屋敷に示し合せ被仕せんと
なりし毎人　家康公此よりかくとゝかれい　家康
公此度能しかる恨あるべしと仰られい毎人涙てうくと
申み被申のるはい山よ申うり貴を一条
もとり橋の下ふりけて彼本像を大御ゐの表ての本像
を揚げ家康の貴をふりせ相をかりてくもうみ三日
乃百さらされ申う

同二月九日上総国新図令山の城を中ゐ信長公義云
北河家人と城ふ武図無い去年小図原の城よりの秀吉公敵
しかれとも毎う無度の忠ゐ他よ長ふ此事よ及てう

嫡孫中ゐ新六郎い　家康公阿中被仰しう城人の後
を中の忠ゐて中石をふ人のこう

秀長卒　豊臣誕生　図述去三年

秀吉公の弟羽柴秀長　大和紀伊和泉の大名
大和大納言とふ　従二位下大納言三
月上旬よりの病て日月廿日よ卒去元亦甲斐の人也
秀吉公の妻淀殿他有る長政の息女淀殿去年廿日月男
子卒去し名有のふ秀吉公家を掛て賜てうかけのこう
ふ家武家の賢愚ふ中なし　徳倉の罪人をゆるふ元ていて
御図図有卒作雄常三去年出羽国配せしをもて石
五れ今こう同年七月百姓ふれ卒去し分解陳のん
さし紀孫其他文人の宿尼　家康公毛利輝元宅来

秀家家来岡利勝上杉三郎右衛門也三人の小姓尾生駒雅
楽頭正中村彦一氏郷尾帯刀吉清浅野弾正長政堀田左馬
介長盛正家加賀宰相前田利家大谷紀伊守吉隆大東
小関白とゆつり家康公食し大庭の西に成らんとの事也我
一子をしらしない余命ちくまんとまた大よろこびとして長谷
寺年和解正〳〵書をかして此こゝろを告くゝよとのなし
成られをこゝいはん和解を改屋きこ和解指ゝ大庭入人
事なのかきるすのぶんとの事なり　家康公はるゝ返
義をしゝ人の家をみるとと同事秀吉伝授ん九鬼
嘉隆小命して伊勢浦三十巨艦船を教石綱はくらせら
るる其第一のもれの日年九と云ふ事を余ゝ中出屋九教の
面くも又合戦の用をとなり
あるは伊勢長政　徳川家康家来の席に和解御伝の
可不可をいふと後ゝ　家康公はて名を義丹
波ん とあるゝ　九もはのぶんられも豊臣ゝ和解を
貴られ八日年丹波ん沼八せて何の豊臣知年豊日年
九さとりとなられ電子の別を当ゝとのふ後ゝの
中ん なれ八後海三十年を和ゝ　ゝ年日年一統の諸
徳の中事社和家ゝられ元弘三年六月廿二日ゝ時入廿二
ひてか磨教二百六拾余年巳海一日も安ゝ次去年吉月
出来氏改をひてたゝゝ諸ゝ月又体初年天下の若

而らんと仰られハ強正忝くハ公儀の事を秀吉公へ出さと
申といふ　家康公関白殿のはんハ一度云出され
る事を此さらぬ人なり取にいさあもとと被仰候れは
強正も包と申けり

奥州九戸并蒲生氏郷攻九戸根城利家両将帰城事

天正十九年七月十三日奥州南部大膳大夫信直か家臣九戸
修理亮政実同九左衛門実氏に与有て引込居しか又櫛引江
監七戸彦三郎久慈中務大隅四郎なとか大里某なと一味して
信直を討んとす依て奥の一揆なと事ひとして九戸に与ふ
是なハ去年北越堂南部利を失ひ南部へ此旨を申
秀吉公にて中納言秀次を大将として会津の蒲生
氏郷浅野弾正長政石田治部三成を先手として徳川家康公此時ハ大納言
を先ニ下さ氏郷ハ道中なと先達て下向し此時も吉田安房守か会津月
同陸奥か与根白道兵人数人ヲ両て宮しを氏郷兵人を手配て
会津ヘ使を行我国流の軍令を定め是を指て押兵数を定くらせ候
引の事を兵人毎中付て其数ハ諸卒申付丹を又後続から
ある者四郎ならうと上坂深ニ慮ヘに軍奉行を申付其様を定て

条々

一　條々の者之他條ハ一切之事を停止さる事
一　武者押の時ハ軍中の兵事ハ不可言入事
一　用所ある者上下に不依振返ましくさる事
一　宿奉行次第ニ致し宿借之下知自分ニ宿とり申間敷事

一武去押の付る上下こる法指示こ[illegible]用事
一[illegible]ふ屋うさる事
一[illegible]可為事
一組付の事[illegible]陣[illegible]
一[illegible]陣[illegible]一夜の陣[illegible]冊[illegible]振事
一武去押の遅速[illegible]毎の左数[illegible]
田の中川の中橋の上[illegible]
一先[illegible]遅[illegible]指負[illegible]下知[illegible]ゆけ[illegible]
[illegible]
一城攻合戦[illegible]知[illegible]武[illegible]ふ[illegible]
[illegible]付事

一馬[illegible]可為[illegible]事
一火[illegible]遅[illegible]
付不可陣[illegible]事
一[illegible]の[illegible]不[illegible]事可為[illegible]付
[illegible]の事
一[illegible]一[illegible]指事
以上

七月十三日　氏[illegible]

[illegible]
上杉[illegible]
[illegible]上杉[illegible]
[illegible]

又同月十二日蒲生か先陣を以て一ノ戸に至る此ハ
九戸か招城根子利宮田井といふ龍城あり蒲生源左衛門同忠
右衛門彼城によせ責落す源左衛門家人両田九助 彼ハ前別所長吉郎
の城主なりし舎弟九戸実親か子之左衛門八千代しとり子細ありて父子不和なりき九戸奥方へ下り源左衛門
の先登しては若をあらそい寄手二人討れて宮田井の城
城の塀柵二重のり越し敵の鑓にあたりしを九助か若
党大河内平三郎続いて九助をたすけ出しけりしか痛手なれ
死たりけり同年二拾七年之別の若衆氏も源左衛門を
討とりき源左衛門か鑓石原甚助も討死して忠右衛門か家人谷
崎三十郎も先登してきそひを家か城を取みまもる人々
かくめて分近付けり此時関右衛門尉ハ独身へ向ひしか嶮
敵を追出く一騎も不漏討取首数三百七拾余級なり

ハ又城とりし又根子利城へハ田丸中務同時に向ふて寄
組て城の三方をせめつきし一方を明てをき此城責
落し城を九首百五拾二級氏へ遣りし此時門屋助右衛門
か嫡子拾八歳にて一番に攻入り一番に乗入らく
討死せし一ノ戸城にこもりし一揆のともから招城ともの落城を見
て不叶とや思ひけん皆城を捨てて逃さりけり

奥州糠部九部城軍付九部被誅事

秀次ハ蒲生を先手として同九月九日九戸か本城糠部城に押寄る
其手の先陣蒲生源左衛門同忠右衛門ハ根子利宮田井を攻落
し軍をすすめれれハ近くまりして諸勢を先手として続て蒲生
左文先陣ありける同左近日暮に成をすむ九戸か次の一番源左衛門

右ハ忠左ヱ門二番右の三蕃同九の巳番町肥九郎
三番ハ田九中蕃巳番同右ヱ門府番ヶ嶽右ハ梅原源ヱ門嶽
氏組九ハ門屋助九ヱ門寺村平ヱ門新四郎上組今ヶ嶽六ヶ組右ハ組
九ヱ門平野教ヶ嶽同市九ヱ門同九ハ神田清ヱ門和泉孫ヱ門海野
公九ヱ門七番ハ七ヶ組右ハ蕃七ヶ組同ヱ門同忠ヱ門同九ハヱ門本
助六中村仁ヱ門和泉基ヱ門町肥ヱ門助八番ハ番の右組右ハ佐久
間久ヱ門同原六ヱ門同陽吉ヱ門松岡同九ハ山上源七郎ヱ門肥三
九ヱ門松岡平蔵ヱ門長氏同九ヱ門佐長忠九番右ハ昌組ヱ番先九の一ハ
松蕃九ヱ番組十番ヱ門浅野右二ハヱ門右ヱ門ヱ門浅野上番源忠
同市郎浅ヱ門同九の一浅野ハ建部今更同永原孫ヱ門松岡今ヶ七
同坂源ヱ九ヱ門梁ヶ九ヱ門十一番ヶ組ヶ佐藤蕃十郎ヱ蕃昌九内、

関猪兵衛河瀬ヱ門ヱ蕃伊賀ヱ九十二番ハヱ迴九尾ヶ組
九ヱ六組十三番猪俣ハ蕃七ヶ氏ヱ番の同九ハ蕃七ヶ番内小会孫作
小川平ヱ門於合三ヶ所人ヱ改宗ヱ八ヱ流ある九不ヱ出のヱ
ヱあんヱし河内の程ハ出しく用ん十ヱ八月十六日詰警
九郎小ヱ番ヱ大ヱハ秀氏流肥塚尾ヱ田ヱ人ヱめてハ 御川
反先陣ハ井伊ヱ組和宗忠猪ヱ氏ヱ猪ヱ上ヱ重ヱ蕃つ
秀氏ハ上月ヱ陣 御川反ハ岩ヱ山ヱ陣せヱ四侍ヱハ
南組大猪ヱ文伝直津尾鉄中ヱ佐牧松蕃志摩ヱそむヱ大
ヱかくめヱ拾ヱ人ヱ出て世あヱ九塩ヱよくヱ出せくヱ九味方の
ヱ負ヱ一宗松蕃和志摩ヱ毒蕃ヱ射ヱ出せんとて夷人めて
ヱつれヱ出其新ヱ形ヱ人ヱ牙の毛人ヱ出して頭ヱ牛の

とし一ねんまうをあつめてやかてをもてい
のまをといふるをもつされとも城強く高さ
数の流とへれハ九月十一日比ハ城内数を
城と九郎時兄政実同九郎を　徳川方の攻口あつて矢山を
乞ひ使者を寄しに不義出発をして助命あらハ城を渡さんと乞
徳川方分秀氏へ義あつて別仕営あつ乞西俣と九郎を
城しに強ることかハ二の丸小梅氏と下知せ下九郎
生捕ハ早ゆる島田藤兵衛九郎を手ゆけ某ハ運をて
城を渡しに出ると海を軍をたに二の丸に用を又合下知よ
弱色て福島の町人のもとへいつをて津軽弾正に仕牧に
於て九郎の名字を記すへし津軽も元来南部一家なれ

ハ親も同流へ仕牧ハ主家方ゆ家系をうけて藩家と名家
とも四家生ゆ色ゆ家名ハ何とそのうれよとて島に渡
ゆ家とぬりて於をへさせて家ハ城を初て
徳川方の陣へ本多分氏ゆ藤兵衛三位殿一揆成
起しとるものなれハ立方判断して氏ゆ氏政実を二の
迫より引取し阿武隅川の下まして首を刎ゆ二の丸居
城の軍を九郎政実ゆ中九郎を城あ九郎安房ゆ政実ゆ死を
て初ところき数よ入て城を取あ為ハ立ものを行
らけてことくを討九郎ゆ安房ゆ色氏ゆ生捕
て首を刎ゆ為ゆ為ゆ為ある者氏死を一途より極め九郎を
大将として敵に戦ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為ゆ為

す〳〵搦手の如き色搦手あい助人とかする如き者もくと
出るを搦手出るとて福島所の南の入口番所をゆひ一人つて
設て置しられい寄手代も出るを見ときは寄手の
石宮あて左の類おとを法きこうりゝ寄手代父の送戒
のとゝ〳〵所人のゆの竜搦しこるをそはいて其場を逃隠へ
行成人のゆとるり搦もしして九郎市左つ実忠といしうも
秀吉へ敵せしものこゝ由へ一せ南浜ゝして紙ゆむるしく
搦にかり九郎左もたゝうられて降人とゆしうあやまちな
風情ゆして洪絶ゆて手こうしうり結を見ゆて保
必死よ極めしうハ八方の者ゆ故口に屠き筆をつことく
々焼こうを同十三日法れい軍を班されかり氏々ゆり

こゝ海り九戸糟部の毒搦部の毒信一南部ゆ家しうり興
一揆強しと決しうハ秀吉へも聚来をこゝて江戸伊和山を表
をせるれしう手内の罪るゆて秀吉ハ海陸しゆひ
氏々婚政宗動氣ゆ許こ事
同十八日氏々ハ三戸ゝ十八日逗家しこ同十九日糟部に海ゆ此時政宗ゆ
沈ゝひ氏々を討んとせしうハ政宗ゆ家人須田伯耆守と云もの
政宗にゝゝ有て反ゝし氏々ゆ方通しこれハ一揆の梅梁
ゆの和こゆ有しを一度ゆ寄をして敵ハ生とり敵ハ捕して
紀伊をゆ政宗ゆすゆ此中伯耆と伯耆守
ゆ口とを秀吉へとてゝれハ秀吉大ゆいゆ政宗ゆ知行とく
々左敬しこ氏々よハ毎度此軍功として政宗ゆ和氏こ同時

四郎松伊達伊予守殿荊田其外御の内にて七郎
加藤として賜はり於会百石小姓あり七郎ハ殿小
ゆにあり氏々会川へ新く時下蔵松寄を預しを感して主殿
をあらへ主上の仰をゆるし給ひ給へり
さのふ主ふ主てふれハ元川祖の後さけのわるる下蔵
赤氏々今度北新所より三年ゆり所ふ安達敬の内より川あり
川ようおを安達ふ京といへり川ようゆふに黒塚といふ所あり
所にあ達ふ京ハ氏々ふ所ふ黒塚ハ所所ふ所と百姓大三年ふ
双方氏々ふ所ふ来り海道ふ氏々ふて昔年兼盛の宮に
陸奥のあちふ京のふ塚ふ思ふれ申とへのあらん
氏ふのようへんれいあちふ京のふ塚あらまやとうれて田夫ふ

理ふ仰しふるとうや夫ふ申ふ塚も今度所ふなれふ三ノ砦蔵
源左ふふ手力に付ふる十月三日秀ふの会の会として氏々ふ家人を
塚ふに先主ふ白川塚四万八千石関右衛府田村三春塚七万二千
石田丸中務（陸奥国安積郡山塚ふ長沼塚一万石蔵主ふ中略）小川左近
川の塚七ふ二百石小川平右ふ南の山塚六ふ三百石小金沢飛騨
川塚六ふ三石蔵主ふ兵部指直代塚一万石ふ中教ふ四郎松塚三万
七千石蔵主忠左ふ二郎松塚一万八千石所所九郎左衛門塚ふ
万石ふ中村伊勢守流人ふふ主ふ石ふ（陸奥国八郡の塚と
ふ）白
石塚四万石蔵主源左ふ（武蔵国八益郡と改ひ）新田ふ中小田塚一万石伝久
万久左ふ関ふ上ふ中ふ奥津塚三万八千石蔵主四郎左衛門（陸奥国松崎塚と改ひ）
下ふ中ふ甲山の塚一万三千石蔵主七郎文其外大学九郎左衛門ふ

小荒井の人数一万石減香取馬六百三百人蒲生氏郷
六百石宮城郡七百石名取郡[四]六百石蒲生郡百姓
久保源六百石川屋敷九百七百二百石寺村吉右衛
氏郷家老の上の侍百騎給ひ[ロ]に[ハ]に[ニ]に[ホ]に[ヘ]に[ト]に[チ]に[リ]に[ヌ]に[ル]に[ヲ]に[ワ]に[カ]に[ヨ]に[タ]に[レ]に[ソ]に[ツ]に[ネ]に[ナ]に[ラ]に[ム]に[ウ]に[ヰ]に[ノ]に[オ]に[ク]に[ヤ]に[マ]に[ケ]に[フ]に[コ]に[エ]に[テ]に[ア]に[サ]に[キ]に[ユ]に[メ]に[ミ]に[シ]に[ヱ]に[ヒ]に[モ]に[セ]に[ス]に[ン]
一万石同九郎兵衛三百石を与へられ下野
馬山にて三万石を賜りしかば氏郷も悦ひて武具以下美
しく家人あまたさそひて入部させ給へり
氏郷の家来に川瀬又右衛門といふもの尾張の出にてをくれさる
ものあり軍の度毎に首二つ三つ取ぬるときは首供養
をなすに二度人首九川瀬と名付し程の右あるふ
知り立ぬと云へ恥せあれ共人にはよらるへき

るとなほ振り[ヲ]れ[ル]ば世界狭き文右衛門の[ヲ]の[ル]基なるときは
川瀬あり村山椒の木より出し草を食て忽て死しなり
も世界の広きなり氏郷甚惜まれ給へり
氏郷会津上洛し秀吉の命として氏郷の妹を南部信濃守
利直[信濃]に[ヲ]ゆ[ル]へ[ム]の[ウ]ち[ヰ]奥羽の軍浮沈と作業なり[ノ]ば[オ]兵衛
九郎左衛門政宗も勘氣をゆるされ葛西大崎以下三拾万石を
賜ひ宮城郡に[ク]を[ヤ]れ[マ]ける慶長七年に奥州[ケ]高城[フ]に[コ]城
築て仙台と改名[エ]し[テ]と[ア]や氏郷政宗浦々検地き見[サ]
乃浦々[キ]とや
秀吉御解政の人数定る事
法華平均しれば去七月御解渡海の軍をとゝ[ユ]ゆ[メ]おなじに

也生人き人数とも定り其中に豊後陸奥と小西行長と隔れ
ゐて蒲生氏先陣を仕り上洛
小西行長七千人宗対馬守義智六千人相模守秀頼八千人
三千人五馬侍従五千二千人大村新八郎千人高山右近七百人
合三万八千七百人を一列とす
筑後宰相三万人鍋島加賀守直茂三千人相馬三百人蒲生
百人合四万三千八百人一列とす
黒田甲斐守長政六千人大友左近将監義統六千人
合三万二千人一列とす
鍋島左近将監政茂弘三万人毛利右馬頭二千人高橋九郎秋
月三郎文種五千人伊勢国桑名蒲生左近将監
千人合三万四千人一列とす
福島左衛門大夫正則五千人戸田民部少輔四千人脇坂中務大輔
蒲生飛騨守氏郷千人合四万七千人
毛利右馬頭元親三千人小西摂津守行長三千人
合四万七百人一列とす
毛利右馬頭元三万人小早川隆景三万人久留米右馬
頭千人高橋九郎左衛門宗茂千人高橋主殿正八百
人筑紫上野介義弘千九百人合四万七百人一列とす
又筑紫上野介義弘八百人肥前守鍋島信濃守直茂二百人
博多三千人大谷刑部少輔吉隆千人
前肥後守加藤主計頭清正二千人合三万九千四百人
一列とす肥後守長三千人高橋主殿正千人南条左

千五百人（本下伯耆ヨリ八百五拾人 但長谷部新五郎ヨリ五百人 秋村左兵
衛佐八百人 別ハ不来候ヨリ五百人 中村
左馬之丞三千人 弘上侍従 可考 千五百人 弘上宮安正八百人
一柳右京亮五百人 竹中源四郎三百人 谷出羽守ヨリ五百五拾人
石川紀伊守三百五拾人 合壱万五千 壱拾人 一列ニ
岐阜ヨリ御国表八千人 細川忠興三千五百人 長谷川藤五郎
五千人 本村左陸介三千五百人 山内対馬守千人 筑紫右兵衛
七百人 長谷左兵衛五百人 糟屋内匠正五百人 片桐市正五百
人 同弟掃正五百人 ヨリ国元ヨリ三百人 為掃三河ヨリ五百
人 古田山城長五拾人 古田左馬助五百人 新庄新五郎
三百人 石川ヨリ掃正五拾人 矢部左馬助五百人 長谷武蔵ヨリ
千人 合五万五千五百七拾人 一列ニ
又ハ九鬼右馬允千五百人 為先ヨリ伊勢ヨリ 千人 弘政
安治千五百人 蜂屋壱岐守千人 来ル廿七日 蒲生中
左ヨリ五百五拾人 常山宗元同出羽守千人 脇坂淡路ヨリ八百五拾人 松浦
伊豆守五百五拾人 合九千五百五拾人 一列ニ
惣ニ而 壱万七千五百七拾人
又名護屋ヨリ五陣ニ 波海ヨリ 出ル
武蔵豊前宗麟 百五十人 大和中納言 秀俊 秀吉ノ養子 一万人 加賀
宰相利家 八千人 宮内少輔 中村式部大輔 御国内 作間 三千人 織田信雄
秀康 松平 川 千五百人 御国内 雑人 帯刀 千人 駿河宰相
常陸五千人 合 所々ヨリ 民 二千人 岩城 佐竹 佐竹 伊達

二千人　宮子沢　伊達政宗　千五百人　宮城上　伊達義光　九百
人　合山伊達家臣政二千人　松任伊達　四百七十人　八幡
山伊達　弟極　千次　百人　安房伊達　里見義弘　百五拾人　河内
伊達　毛利秀頼　千人　熊野伊達　千五百人　小荷伊達　弁
甲斐　九百　安芸　六千人　村上周防　二千人　薄田伯耆　千三
百人　本下　高山　浦　五百人　丹波下野　千人　三条　紀伊　千
人　宇都宮　三浦　五百人　稲岡　五百五拾人　沼田　九百五拾
人　南部大膳大夫　四百人　小田原　北条氏政　五百
拾人　土岐源次郎　四百人　相模　北条氏政　四百
人　日根野織部正　三百人　小栗　常陸　氏規　百人　他国　千
人　本下　左馬　伊達　義長　伊達　長門　千人　合七万四千七
百四拾人也

又御番衆　海道　九千六百五拾人　合　東海道　九千
五百　七拾人　東山道　三百人　奥山伊達　三百五拾人　北
陸　千人　百七拾人　東国　四百人　小田原　北条氏政　四百
百人　山陽　毛利元就　八百人　稲葉　千五百　四百五拾人　市橋下総　四百人　赤
松上総介　四百人　浮宗　下総　三百人　合　五千七百四拾人
弓鉄砲　大小　大鳴雲　四百人　肥前　紀伊　四百五拾人　本下　千五百
四百五拾人　南蛮　百七拾人　伊東　祐兵　四百五拾人　三条　実綱　千
百三拾人　松平伊豆　百五拾人　佐竹　三条　百人　生駒　雅楽　四百五拾人　合
千七百五拾人

又御馬廻　小人　市橋　元勝　六組　中中　三千人　中中　性元　六組　三千五百人　宮内　長

百人　御加元　八百人　本下ゟ加組　千百人　出役番　七百五拾人　出掛元　千百人
番所元　八百五拾人　中間　八百人　下　千百人　合三万四千九百人
又御海防御警衛之好付浪之三百人　七番大船御備　四家　三百人　右
同郷ゟ　四百三拾人　山崎右京亮ゟ　百五拾人　御用掛ゟ　加出百人　中間或ハ
小浦百七拾人　生駒阿波守元百三拾人　同ゟ　千百人　溝口大和守
百人　河尻肥後ゟ　百人　酒井左衛門尉ゟ　百五拾人　大炮五一原百五拾人　本
下右京亮百五拾人　失部安房ゟ　百人　元馬　松平義之助　三百人　寺沢
志摩守ゟ　百七拾人　寺西筑後ゟ　同断　加出百人　福原右馬助　百人
竹中丹後ゟ　百人　七宮川右京亮　同断　百七拾人　松平右京亮　百人
川勝右京亮　七拾人　氏家志摩守ゟ　百五拾人　同断　加出百五拾人
寺西筑後ゟ　百人　組ゟ　右馬助　百人　合五千

三百人
又後殿左馬の郷拾万五千百拾七人
惣郷数　三拾万九千九百八拾七人　と　記名
朝鮮陣船用意付軍役　船　之事
一東常陸ゟ　南海沿　千百九拾人　海に添ゟ　出し　小秋
田城ゟ　中出に　五千　其出し　乃ゟ　拾万石ゟ　大船二艘　可
用之　可　之事
一小ゟの　浦　家　百　郷　拾人　可　出　其　長　の　大船に
用　可　為　有余　之　大坂　小　到　可　相　之事
一義　網　ゟ　拾万石ゟ　付　大船　中船　艘　可　出事
一船の　用　大形　勘合　て　出　通　等　用　奉行　方　が　信　九一の

中ハ相対ニ付ハ毎年次第ニ差出ス事
一私ハ只今ハ給ハ本給ニ相定ル事
一水夫ハ人ハ扶持方ハ人ハ此ハ書ハ扶持ニ成ル事
一陣中小者中ハ人ハ扶持ニ成ル者ハ宿ハ人ハ成ル者ハ今度
ニ成ル番ハ人ハ扶持ハ成ル事
右条々相違ナク可致ハ者也
天正二十年ニ春掛ハ梅ハ鼠ハ庸
ニ成ル者ハ一ハ志ハ者ハ者ハ也

天正九年七月日　秀吉

朝鮮軍役之事

一日國九州ハ之ハ方ハ石ハ人之事
一中國紀州ハ之ハ五百人

一六百人内ハ百人
一江州尾州ハ之ハ方ハ三百人拾人
一丹波ハ三百人ハ但ハ丹ハ波ハ三百人
一丹州ハ之ハ方ハ三百人
一筑後ハ之ハ方ハ三百人

右之ハ条々来年相月ハ之ハ大坂ハ之ハ日限ハ之ハ
ニ付ハ但ハ相ハ者ハ宿陣ハ之ハ先金銀ハ相ハ之ハ方也

天正十九年七月日　秀吉

就高麗陣被條々

一人数押ハ六里ハ一日ハ行程ハ之ハ先ハ者ハ六里ハ外
奉行ハ并ハ次ハ之ハ宿奉行ハ之ハ来ハ後ハ海陸ハ者ハ

所務に可有之事

一諸寺屋敷ハ如一ヶ月浦山林の代ハ寺と相対出ル事

一津々浦々番所ハ屋敷ハ番人出ル一ヶ所浦絶之者なしの

番人出ル一ヶ事

一海ハ漁ハ勝手たる可仕事

一押買・強盗・追剥・盗人ハ番所番人ハ可捕事

一海ハ寺ハ理ハ寺ハ番人仕ル者あるハ尚舟一ヶ所の掛ル

ハ番ハ及ハ浦山林の人乃俵名字名跡ハ記一ヶ所ハ

可相理事

一何方ハ也ハ他去一揆の他堂ハ海ハ き掛ハあるハひそうた者

知ス一ヶ所ハ可致行事

一ハ重ハ ハ ハ人ハ ハ ハて名古屋と大坂との用和ハ速

相付ハ掛ハ ハ事

右ハ ハて相ハ ハ ハ ハあるハ奉行人と名古屋ハ也

右ハ ハに秀吉新法ハ ハ ハる尼崎ハ口浦ハ理ハ ハ浦甲乙

代に罪ハ尚（しとゝ）毛喧嘩ハ ハ ハん ハ ハ

紀州岡ハ護屋ハ ハ 秀次任関白ハ

同年十二月十日ハ尚和ハ ハ ハ ハ紀ハ出ル ハ

して海旅館の他ハ ハ ハ ハ ハ

会ハ二三ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ

ハ ハ ハ ハ 紀州ハ ハ ハ ハ

十二月十八日ハ ハ ハ ハ ハ ハ ハ秀吉ハ大阪と

ヲ名ノ皆秀次系図目ニ年大小名左京の亮ノ位ヲ授ケ其
功列の中に蒲生氏ヲ次ニ位遠政宗次ニ山形義光とあり
生氏ヲ入て秀吉ヲ（ヲ名ハ山形ハ源氏本流ニ政宗ハ母方
北畠ノ親ニ政宗ハ次ニ供奉せんとする中ニ蒲生氏郷さ
ヲヲ名ハ秀吉公ヲ以て源ハ山形ハ源氏政宗ハ藤原
なり是一ツ政宗ハ親ノ山形ハ伯父ノ是二ツ政宗ハ陸奥ノ山形ハ農民
人ノ是三ツ義光ハ兵庫ノ助ノ地ニ住て山形ヲ政宗ハ氏人ノ
ヲ名ノ義光其志の深ク氏ヲ附せんとて島津ヲ名乗ハ
ヲ名ノ又名乗にるあらハ必氏ヲ名ノ氏ヲ名ノとちがひしとや
政宗ハ名ノ氏ハ北畠ノとや

諸藩名数の事

天正十九年ヲ文禄元年ト改元ノ文禄年ハ八列ノ所ノ所慶
尚道全羅道忠清道京道黄海道江原道咸鏡道平安道
其外西生浦釜山浦東萊熊川安骨浦唐島咸昌忠列ノ
といふ所ノ山城ノ長ハ諸国ヲ名ノ求て数ノ手ノ続
く人ハ宗対馬ノ松浦法ノ名ノ所ノ大村新ハ名ノ所ノ秋月
おの氏ノ波ヲ四ヲ名ノ人形ノハ九鬼大隅ノ源ノ津ヲ長氏ノ如ノ
ノ所ノ長崎ノ佐渡ノ新城中書ノ東ノ所ノ氏ノ郷ノ名ノ人形ノの
奉行ハ福原ノ所ノ熊谷ノ所ノ親ノ毛利民部ノ名ノ和泉ノ所ノ寺沢
ノ名ノ人想ノ人形ハ宗ノ義ノ秀ノ家ノ想奉行ハ諸国ノ国大名想郷郡
拾万七千石ノ者七拾人一度ニ出ノ人ハ海上ノ係ノ手ノ地ノ
法中の仕ノ法ハ古国ノ法ハ諸前国ノ名ノ地文禄元年ノ

月十日軍勢ども〳〵尺〻名護屋に参り九鬼八右衛門の海城ゟ
れいみ〻〻大隅之方へ令して乗出九鬼山城を攻詰て取之
あるべきもの者ども相之間之事

起請文前書之事

一紀中軍評定之義あらば有て宜敷事
一諸〻毎によろし雑賀を八郎次郎へ渡事
一敵小船数あらば乗に成て渡事
一惣〻海賊あらば海賊ゟ上事
一他人の船を盗み取ら手仕る者事
一何候の疾紀一大切二被成て渡すべき事
一名こや浦市陣へ酒を仕て奉行所へ加判ゟ上事

右於相背八幡大菩薩宗忠山大権現〻罰可蒙者也

卯月十日　名護屋判

宛所奉行所

先手下知捨方七千五百七拾人の法花卯月十二日辰の刻名護屋を出船有之石火矢を数〻打て押出す雑賀衆数艘
なみ〻〻海面十日四里あこきに成り〻称〻り出船一十日
午時に不能着云〻三月廿六日市之瀬摂州より之分
馬まき〻の四月中旬に成とやよりの到来あり〻作手の人数捨方卯
月廿日捨方人之着て廿日捨八百人九番数を法華宗有之
て雑賀よりの御ひろう

小西摂津守小西青蔵於金山浦東葉毒敷事

卯月十五日暁方風のよせくれたいせきなみあれ浪あらく
に満ひかるるなりせ功はこまし　とひ取事ひそかに舟を出させ
對馬をさしていきぬ日本の刑よ對馬の平藤に名あり風和
あらくして居ること能はず小西ら舟の人くさりを夜ねて數
日滞泊ここの中刑ふたりて舟を出せば諸船もおとろと
出船す風つよく申刑ふりて六十里出しに又風あらくなり
よて諸船とくに風をまきとされりて小西も平藤に
居て日を雖待よ把とりて風やまず波長又ふる船をぬけ
すい清正ハ下ハ進ぜんとしいそぎ者ども卯月十八日北西刑
舟を出あて谷山浦に着とひとしくひしくとおあの先
町やを廻らんとせしに而よ能解の兵四百人ばかり人を射る

るなのとし小西ハ清泡あてうちもらるさせられハ谷山
浦船引入辰巳刑ふ和船を破り上下八百六十人を
ころしもて切ふ一書時人いけとりあり秋鞆をもて
今ふ通詞　問よ三十里成美の方に東葉といふ船ありこの方四人
とるるとたりといふ行もてて事延引せハ多りかくなるんいさ
は船ひよ東葉を責んとて馬ありあるをかりて年の下刑よおか
東葉に　ハ急よ責られ急よせあ為ハ九百隻級の首
とりこり又通詞を立て問られハ忠義の船を主船のかあて
剛強ハ大将教人軍を六七方にもてよくこの射を上報ハ山
なり先王船のくさき教人とかくこの小西ら年にさそして
ちんとそ

秀家方敗小西渡海付忠茂家臣之事

行長捕へられの功なりしかば其威勢雷霆にふるふ高麗に渡海
谷家と無之故其人書状に列りしを小西の一人と思れて敵
地に入るを恐れ忍て日比を過せられし也家臣ホと示
合せ夜の方に谷山浦押渡りて谷山浦
撤よ小西の家人共を召書しかり秀家を小西の三男書をとて
谷山浦東葉を改とるを慶長しの比の日付六月
二日也此書に書(第陸せん)との文言小西は是を見て大に怒り
なとかや家臣加藤清正は小西に和しぬれ家のあるに
小西の取りしたいふを知て紀を徳川に求めしにより行長の
軍功を以て怒を起しなるか他人(小西共)を渡海一人

先完せんと下知しなり又小西は日本勢の遅く渡海せしを
忠別を責給へ活路なかやらさんとて金帯小西を度歩を他右
に立て西の別に撤の方にくよ其度成の別よりにうち
を責給へ撤中ふとを見をられて七百人の者ちも
くよにて走る者多き溺死人も多くられも小西の志の
仕業の者撤の法(中なり)山下をやき立しかは右に従て
行小西をつく去数を打て在をまくめ忍よせめ破て首数
三千七百十級秀家の方(ゟ)ゟ有り

行長法正失陣海付小西入王城事

平安黄海忠清の三乃は小西に破られぬ慶尚全羅二乃の

危きを思ひ出さんとて新解王を駆ハ忠孝義城を築て居
輩よりて第多くみる国妃たる子臨海君埈次子順和君珒二人
沛して元良嶮くみる新城よハ火を放て一片の煙と燒立
さて出ハ悲多く色よあさて居所あり家よ保て都へ
入ふんとせしに和よ加義法正同左衛門尉ア小ら宮以ハ長参人
増田左つ右衛門尉大長刑ア小ら宮以ハ長参人ハ朱ら
行長右月宮の新参向しさて其時詳定の中に法四ア名ハ
今度都入の先陣ハ主ハ以さ人ハ
を小西さ毎て新解乃先陣ハ行長之先陣ハ秀吉公の定
られしに為さうよあくこあハ法を破ると法四又
同法令ハ也かくも武勇次ハ武勇に

て先陣を定めの日ハ新解て基之行長先陣て渡海し数
ケ和の城演責落し新解王も逃ちし安宅に都入せん
と人々の中を法ら和ると行長ハ先陣行ら功名ハ武勇ハ新
ても事ふんあらしといて法四行長既よいさんとせし
和に濁流賀る双方を制して先陣ハ白鳥行長の功名ら
論せん新解とも王城を攻入ふんみを人々二ハ分ち先陣智
しと和平を申ハ時小西も服ハさくハ紫ら二部乃
ありて王城へ行さ南大門ハ行程百里ハり大
河あり東大門ハ行程百人余里乃ハ里ら左れとも
左の法正の重に但世行長行色ら向人とふ濁流ハ下藏之法
正ハ大河ありとも左さ行人とふ行長同人しく

法忍を以て生捕の中に名よる
きてうものと邪の宗門者とを詮索人仰付置く今度
南大門れ乃番なる大河を
しあもいうさもとく流しすてさせ法忍を
を寄よも考へ彼川堤より取り
なよあもいうも取り乱れ力をくむ〜く其日を
川堤に陣しうり小西六月十日の辰の刻東の大門より
足人の中あまたあせ乃門分破り入て番紙を引張鉄砲
乃筒あて乃門をとを称へ大勢内へとを入敵を人もをうり
あり沙弥を分て玉城の四門をかこせうり時法忍
ゆ先をきんて搦門よりかんとするに小西の家人不入れ
法忍乃門を囲て今ハ邪入くゆせんとて玉城へ引さう
あり

法忍捕玉子付秀吉御母堂関白依て御上京の事

法忍を邪入を小西あ出しぬれ乃を解を雲散を
生捕人と家人共に十余人共別よ打を番門者只人のる
鞍を乃林集人小用を乃ひそりに陣ふれし夫の下別よ
元良蛤よ取れとも西を追よ時よ番門者又和の
番門者をもとめ帝王の沙汰を問ふ二人の左ハ京安
乃の某の縣よ海しをもとをいふ法忍坂乃先天の五心とて
ゆくくの取へをしよ在責るに搦を陸を乃れハ法忍
人〜を子臨海君埴順和君琿を外宦人百餘人相具〜

御酒の御前をいとなみく亭主を入置書をなさしめへきとして
秀吉へ申されハ秀吉口科か給ひなひて吉光の短刀并
黄金六十両を賜りけり其比秀吉公御母堂大政所八拾余
にならせたまひしか秀吉の渡海を歎き給ふによりて病気付
きたまふ六月中旬か重りし所急とやのちる時ハ徳川前大納言作
去七月廿二日の晩方に御逝去し給ひ晩々[illegible]膀肝をくだく
ときいそ給ひけり此御毛利右京大夫秀元晩々[illegible]とやして名とや
へ来りて首しを御供よ[illegible]られて同しく舟を出し
名よ秀吉公の舟[illegible]肉裏の沖狙板瀬と[illegible]て
難風 自然大るやあふんと右京大夫秀元[illegible]て[illegible]を
いそ御し小船のかく波瀬よて御船[illegible]んきせし小
舟中乃沈とりり御供舟同意するに秀元ハ家臣とも在舟へ[illegible]
秀吉公を助奉りけり秀吉公大に悦ひたまひ其功を称やう
に任しられ舞ますへしと必後ありけり抑秀吉公晩元[illegible]
糺問せられしに晩元[illegible]毛利家反逆
あるよし訴へ[illegible]なしの地を給ひて出船仕らんとす
[illegible]の難[illegible]仕り申されハ秀吉公[illegible]
[illegible]毛利家の秀元に助けられたる[illegible]
罪人とよて肉裏の浜よ[illegible]て晩元か首を刎られけり
同月晦日上意[illegible]秀吉公九月[illegible]日[illegible]秀吉公[illegible]
大方[illegible]又九州へ[illegible]の軍事を
指揮したまひけり

諸将重て渡海 付 小西等大明と合戦之事

去六月朝鮮既に攻取りといへとも小西行長没せしかは秀吉公
猶渡海の諸将へ仰けるハ朝鮮二三ケ所ハ大明ちかく見え難く候ハゝ多勢を
遣して渡海あるへしとて下知ありけり 其后増田以下渡海
有 増田二千人石田二千人大谷二千五百人前野但馬守長康千人
凡七万七千四百人（私此書のことくにてハ人数の算不合追て考へし）一列より浅野弾正少弼三千人南
条左衛門千五百人中川右衛門大夫秀政二千人凡七万七千四百人一列
より（私曰羽柴）岐阜中納言秀信八千人羽柴丹後中納言三千五百人長谷
川藤五郎秀一五千人木村常陸介三千五百人糟屋内膳正
二百人片桐市正且元二百人凡四万六千五百人一列より（私同所）合七万
八千四百人なり此時伊達政宗朝鮮渡海のすゝめと浅野長政とんて

既に秀吉公へ先して渡海せしむ爰に小西ハ殊なる軍功
有りしかとも清正か王子を生捕し功莫大なれハ嫉く思て
諸手段ありき此時行長ハ平壌の固めに屯して居しか大明の
大軍来らハ討死せんと必死を極めて居たりける所小西か方へ
朝鮮より降しけり日本の諸将へ申けるハ鴨緑江を越へより大明へ
攻め入らん諸将後援しぬへしや左なくハ行長先登せんと申
来る諸将ハ[illegible]
しく大江を越へて大明に戦んこと危し先全軍居る
人の心落しとて同心せすて行長大に怒りて其旨云せしかその
後朝鮮よりふ僧をたのみて朝鮮王子殿か小西へ降参して曰く
左なくハ国王諸公大臣も一人ものこらす誅戮せんと云ける

事紙をとりきて大臣(加藤)をとふ浮気ありて遼東の巡按
李時孝李遼陽守道荊州援大明神宗の命を受て遼将祖
兼訓史儒五大臣として三千人あて加藤を七月大臣九
大臣祖兼訓明朝鮮江をとる所西面の方のをあてかゝる平壌
をもりゝ義ゝをとるをきに其間に張鶴年(大友)
田久兵衛小早川等長を加藤八郎を殺さんとゝ中西
大臣の勢の軍を多くをたゝをとんて四月自らをんて
安定館をせめゝこかゝ祖兼訓并史儒らと戦ふ史儒討
死し祖兼訓八郎に中ゝ行ゝ三千人の士卒多く亡ひ終に
死をのゝるもの十餘人(可考)多り行ちはその首二千九百九十
級を安定館より送へ時の殿をはの市ゝ行長ゝ猛威大臣

ゝ多ゝ甚大臣祖宗をいつゝて日本の諸臣和を乞
を撤とゝりていゝとゝに平壌を引ゝ祖兼訓十月に
日大臣の徳を事和とゝるのゝ大臣をゝて又倭兵宗
応昌を紹興侵とゝ大をを前鮮を救んとゝゝあの
宗応昌八ゝく日本のゝを知ゝるもの成式南ひられゝゝ
紹暖侵宗応昌八遼陽よりもゝく大臣をゝ松八明朝江を渡
孔の時をををゝて一列とゝて揚元八中列ゝゝ李如松八殿
臣ゝて右ゝ列ゝゝ張世爵八左臣ゝて左列ゝゝ呂惟忠
八ゝの人を率ゝゝく右列ゝゝ凡七万人(同月廿七日山海関を
出十二月十四日明朝江をゝる所
乙卯年 古壺多ゝく岸宗をゝ東永を登てゝ久ゝく

不換世人浮説賞翫し賞もとむ秀吉公の五十嵐国
の新田源氏のよつを不許してみうたに用ゐるを咎
みうの賞ゐるもの者あり此をその為ひと信して為させ
られるとや
今年三月寺の僧侶山む
四月晦日　正親町大上皇七拾一歳にして崩御
法隆院御陵御修理ありしとの国よりいうと白女の
梅の花ときめいとや　秀吉命して法隆院廻文を法
国へ出すとや

豊臣通紀巻四十

同年

秀吉公名護屋城年月作事
大明李如松攻平壌府嵩近安平壌事
同城軍府安南府城責事
平壌同城安南府二度軍法を秀吉公
付　大友吹の責之事
豊臣城攻付日本法清賜于名護屋事
大明沉維敬請和睦于日本法事
秀吉公惟夫書之中事
豊臣公上国吹乃侵老侵海之事

牧司左衛門尉貞盛ハ武蔵守ニ任ス事

漢南鎮西ノ叛乱解ル 任秀郷朱雀天皇ノ時

於奥州軍功ヲ賞シ下野守ニ任ス事

上

盛衰通紀巻第四十

秀郷 名古屋紀年付 能化事

紀ヲ国名古屋の河流波より能ク名山海国八幡より号私

新九郎年紀みまうしを慎しみつゝ能と稽古をなり

中日汁ハ十七六歳ニ元のふ記歳よりて立ちてもさみし

ゆまゝと仕りなくゆあり自ら常のふに初朱うり号

相ヲ有ひのりを侍今年八幡紀世年更九を京うり

呼下して能あり七年紀化名和小面取若小尉三光乃尉

紀世系の名和ふらいの面志を尉あらみの如こゝ人るとら河

させ後ニ名新宮あり山城の宇治郡醍醐に角坊とて面り

法を人を世石下り十月汁の中にりけ出よ法色をうつ

しいつを知とかを為てより張子安倍板垣より天下一の沙弟有
りとゝなへりられ八幡を天下を治る能之とて秀吉ゝ
ゝ給ひ天下を治たる名人といはれ給ひ又吉弘新
九郎今吉八郎張ゝ吉長宗我部ゝ吉毛利ゝ吉浅井ゝ吉長
命三位殿武田小和泉大敵ハ大敵年義今吉又沙弟極口
石見今吉三郎小敵ハ本ゝ吉九郎新田ゝ吉又沙弟浅井ゝ沙弟
笛ゝ長命吉ゝ同新ゝ吉ゝ八幡助ゝ大敵ハ今吉又
沙弟源吉今義成今吉又沙弟ハ吉敵大ゝ毛敵の者人みて
毛敵せゝ和泉ゝ義浅ゝ同亀義同ゝ（古今思案集ニ之有）長命吉六敵
浅弟ハ吉ゝ

此時秀吉ゝ北能は深のゝ吉ゝ和泉ゝ秀吉

ゆゝめひておもいゝ沙我猫ゝ似ゝとてかゝる武義書西
白ゝ吉ゝ武勇に用ひゝと作りけり大勇大量
ゆて小事をとゝあ法ゝ毛事をかんゝゝ

大明事如松攻平壌付小西逆吉平壌事

朝鮮國ゝ十二月廿日明緑江を渡り大将の將事如
松文禄二年四月十万餘人安吉館ゝ吉ゝれハ軍ゝ吉ゝ
廿拾万人ゝ及ゝ小西はゆゝて事如松ゝていをんゝ毛軍
三百人を遣ゝ吉鉄砲を放ゝ吉ゝ
明大将の沙將事宣とゝふものの歩卒七人を生捕る殘
孫卒海ゝて吉ゝとゝふにゝ小西も大将ゝあるとゝ
ゝて平壌城ゝ吉ゝて城を取ゝて事如松二十万人ゝて

平壌と攻めくだりけるに小西あくまで防とも敵の勢にて防ぎ
南京の兵二万人を率して城へせめ入る秋長もこれを引退く
小西方討死五百人大明勢討死八千豊臣方小西より先
小西より大友豊後守義統の方へ加勢を乞しかる又黒田長政
久留米城に加藤主計頭秀包西へ向て清正と大なる大軍を隔て小西
とすくふなくして都合王城へ帰りける黒田も久留米
大友にくるをもつて先に帰りける小西の勢は三万の人
なを八ひそうに王城へ引入しかる事如松は秋長をうち
もらしたるを悔む秋長王城へ帰んと欲する黒田と
久留米の秀包とに向ひて申るは敵大軍にて人も多
長とうに王城へ帰るべきよしふ小長政秀包は秋長は敵の

勢に負て功あり秋長いまだ功なし秋長は帰りの者人は
小西門と四郎合せ事如松と一戦せんとふ秋長は強て止め
ずして一人王城へ帰りけるに諸国大名は小西方引
入を聞て小西門方へ使を立てこれを王城へ帰るべ
いとせて秋長の人数引ものいふ大名方
ふらふらして秋長は王城へ同名一帰ふ二元加藤
清正は我方を出て元長略を志ハくうをひ金山橋中
といふ所に城を築て立をこれて密しかる事如松王城へ寄
ふとあつて南部の方をつきて王城へ帰んとする時
中の降益は清正を頼さくをあとくり平壌へ王城へ帰る
豊臣の渡海の諸将の中小軍功を励しい小西加藤に止めこう

中にも小西を戦死の数も多く敵も多く亡したり（行長ハ堺の地下人殺ハ
事を喜ひ一番乗りの事なりしを表者へ
はくれて主身せしもとなりの）

同陣軍付安国寺攻事

豊臣秀吉ハ平壌城を攻落し玉ふの城とも敵落失しハ主を
ふ事なりせ我身は拾万人（悉て主従を世めんと寄主従の諸皆
先陣を勇む小早川を日和と大明との軍今度一大事の付
なり其先陣せんと（とも法花経寺）芽さる大将川
ちあて金ふ色ハ石田大谷吉継田中吉政一番乗り小早川ハ我
勝を方六千人を三手よりて攻大名ハ三万宗義弘
三万人久留島毛利元康六千人豊臣秀吉ハ
豊臣秀吉敗北する事（揚げんら勝ともまりそふに力を尽て

豊臣秀吉ハ軍を之一戦ふ事ハ松阪ふくしを海へ引を
明て北を方陣人ふくを引退く処に南京の方万人
すくい来る日和勝を主従（陣ふり事ハ同城に北
を法陣出るふくんとするを小早川ふくいさめて出さす
敵ハ負ても大勝みてとハ猶ても小勝（侍て戦ふ利
あらんとて法花経寺ハ同じくんとて主従の西南に大河を
川陣ふ義敵多ありて主従ふちくふり主従の法花
寺を粮とせん又ふより蒙を入ふり安国寺とふ処に
南山あり南山の方に沿あり後山ハ方ふを三方ハ大山
南ハ大河の西ハ山任して同城（入ふ陣ふり此方に堀を
築き柵をゆひ石ふ事ハ敵多入ふり主従の法

将先日より合戦人々は焼とせめ破らんとて石田大谷堺田
後ろに引とゆるより二万騎人引率し岸へのぼりを
切り城内に乗り入れ人々声をあげ一揆ひしめ
つる所に在陣軍をする如に城をもあなどり攻
ゆえ数年日本無かつよ拾四ヶ年射ちくまれしと
小西加藤小右田堺田大谷ほう安国府を攻る利を得
を尾をすくいんとて安国府へ寄せ一にあに遠行守ゆけ
ゆえ城内ハ三府とうて城へ引入る堺田ニ下を籠を
ゆり小早川秀日又うゆハせ有に城中を一人もなく開城へ
城中攻るきのふかうを攻し付城中性弱のものい逃
走しうあいて河へ入て水ゆ溺き多く死しうとうや

又明ことひせめハ一人もたすく南しきものを堺田も大ゆ悔
にゆり小早川も敵の所をつまとう惜ゆるとゆ
不壊開城安国府三成軍法を秀吉ゆ大変の責ゆ事
堺田石田大谷ゆ方より三城の軍を一く法をも秀吉ゆ
ゆえて小早川ゆを秀吉を深く賞し感書を給し又大友
義統を豊士の和ゆ飛ゆ朝の敵ゆとして筑前ゆ
所無容国義先を後ゆ[illegible]ゆの藤をゆ蒙左作乃
法度へ遠ゆ

一酒ゆ百死一生ゆ瓶をゆく法ゆ事

一大明と夜合に日本の和をあゆ成ゆ朝鮮ゆ来の永

一所ゆ死を免ゆ事

一天正の法令ほとんど大友親ひ親より加勢をもふ給ふるのそれも
武の習ひ左加勢如み一方ならを而侍軍して故ハし多
年軍をとり岳城へも入ハ中ハ如之親士へ中ハ入古今
希なる勝利のこと

一城を攻落す事ハ大敵の謀ふ時南北の雖をのうきんあ又
ハ大居四方ハ小ふとれ孤絶の時をとをのうきんあ
ることもなくて人手を岳城の功を空しくする

一法を定ハ帰家あり一時大友ハ四家加勢の諸士三人を
乃為てこの仕せ上に仕せ相禁を為つ
ひきこと

一其身事い安藝守れ所ハ親ケ亀ゆ

一息大友九郎義鄉事ハ父同名ようて左衛門大夫とも
父子を習に左ちといひをり父と名りちとき者といひ
ることく敵対ハ武家ようて父のそちら乱義にて名分
に左ハ九郎ハ父同名ようて左衛門大夫ハ敵ことも
加藤ようて左ハ法名ようて宗ハ相対方者人ようて左度ること

一大友義統ハ毛ようて宗ハ毛ようてこの法名事

一今度年壊ようて尚教度の苦戦をもの相模左にて
手負ること

右條〻其國上陣所ようて彼父子人〻ようて度作ること
修事あるハ上ハ所ようて毛度改ようて注置者也

永禄二年六月朔日　秀吉在判

元寇陣之事

一鴻陣之事ハ元寇ハ方に付て元寇ハ国恩
たるを推量すれハ元寇ハ先ハ命を略し世界
共為親御ハ元ひら方を離れ家を捨てとゝ
一和尚ハ好ミ世中ハ出陣の中也はみゝ利を失てもやく
兵船へ引退んハ何の人猛病とゝ
一先ハ九州出馬の別何の切ものゝ元寇ハ年に付
知頼安藤ハ付て慶松ハ上方ハ関東陣も出先
ハ元寇ハ出ハ野ハの仕方に入へ
一元寇ハ十人計の下ハ出て歯揃津ハ知ハ
思ハ出て下ハ付ハ

一波多三河ハ事淵ハ方中付ハ処虚病を出へ
口無ハ陸ハ陸ハの悪者ハ石塔を鬼ハ
一名古屋ハ波多頼地の和今度張飯取ハ今兵船ハ
別て左様のものも無也波ハ先ハ敵ハ
無ハを使ハ時ハを待ハ
一四日郎ハ生ハ法勝寺ハ和中途ハ捕ハ
雑流也ハ猛悪の者ハ
ハも鬼をゆるハ知ハ
一先年九州ハ出ハ波多ハ上家ハ
付今安藤ハ元ハ京都ハ法関東陣も出ハ
ハ

一黒田甲斐守長政ハ筑前国ニ振恩領振て下ル仕おかるゝ
右の人の事も名ゝて下ル国者也
文祿三年六月三日 秀吉在判
朝鮮出陣記
秋上田治庫波多野人四貴ハ文祿元年ニ名護屋ニ
二年の而ハ記ス
此書付のごとく大友治庫波多ハ知行没収せらるゝ在所者
ら也あり
番別搬数 付日本諸国清野ヲ名護屋
豊臣秀吉ハ又大名ハ加藤ヲ先ヲ数万人をそろへて軍
ヲんとす天正王城より有し日本の諸国十万人ヲ
中ヨ細川忠興長谷川藤広加藤左馬助嘉明毛利常陸介吉成
織田助右衛門牧村兵部稲葉内匠頭大田宮内少輔長谷川
小拾人他の人を交て三百人ヲ以て番別搬を始ル
此番別とハ朝鮮ハ一の名搬ヲ以て諸国ヲ玉搬と云ル
日路ヨリ初め豊臣秀吉ハ義経に奇ル時世の家来
た此搬に初め二百人を以てヲくせり日本の諸国
大名ハ二里隔り後世ヲ御搬と云ル
ちなとも大将ヲ以て名ゝの家ヲ名れハ急成心ハ
長く追ちなハ玉搬(中ヲ)ハ軍ヲ討ヲ
此時諸国合して書を名古屋へ指ル大名の軍ヲ三拾
万人(内搬)あり日本諸国十万人玉搬を多色ヲ大明国

日本ハさるなり時ニ朝鮮の無礼あり其国より和して貢し
なりし事別なく唐土の貢海を渡り貢をなし万民共に
盛にて文字を始まく全く道を学び尚道を守けなるとも
みなこの軍を催し逆なれハうらんとし此道に於て藩王の聖
名をあかハ隣国せんか皆之とも勢多くかねハ其の術も
叶はなし援兵を請ひけれハ李如松を討手として大明へ
入事あらんといふ時へ至り秀吉公此書を見て此へ安芸
侍従毛利秀元二万人にて渡海させて後秀吉公ハ徳川
前田を始て諸侯をして備へとも名護屋十万人の兵を
率ゐまし京都守護の兵も多く之へ備へとも関白秀次
天下の耳目たれハ其軍兵も減しなりし大坂の城ヲ固も

あけなく候を以て朝鮮へ出兵を士卒し秀吉公の源ヲ流し
其小国にまれて軍兵多くして大明をくいふ事なく
只借とて其をかんすか此事老子の大器を蔵しあり

大明沈惟敬請和朝鮮日本諸将事

李如松もせめ入りて日本勢も小勢なれ出して出陣して大軍
を討ち候にも四月上旬明より沈惟敬として和議撤へ来りて
李如松が陣へ至て司馬石星が志とのふて事は和睦の事を李如松
も請ひよりて小西行長が陣へ来りて和の事をいふ此沈惟敬そ
去年も小西が陣へ来り和をはかりいしよ行長を沈惟敬に
七ヶ條の事を約す其一ツハ和義二ツにハ割地（日本勢防ニ朝鮮の四道を貢を唐氏に）
道を来テ日本へ るらんとのす 三ツにハ入貢往古のことし四ツにハ明帝封秀吉公てる

日本国王と也て後の王ケ条いふく秘して知人なし彼ハ
和平のこゝろを石田増田大谷に知らしむれ共に同して是に
同ずして沉維敬うゝとく秀吉を欺帝のむとよせんとすれ共
沉維敬又ハ加藤清正等の命ふとく〳〵敵対せハ朝鮮の二王子
等を捕ふ是を〔退〕〔退〕又主敵の張本も今山浦〔より川〕
久つて後帰朝しかし〔秀〕〔吉〕ハ市ヶ瀬松も軍を大
て大明〔退〕んとすふ雷も和平の張本人なれとも手懐の軍
の時事ハ和も沉維敬も一味ハ〔や〕〔者〕と疑て文ようけうハも
作く沉維敬又大明〔より〕〔同〕馬石星に密談しこれ徐一
貫生員〔員〕〔員〕衛用梓ホを以もう方〔也〕〔也〕て多くの金帛を
遣て和平をはかりて行もう共也盛こ成吉隆ハ加藤
清正と反ふ〔反〕〔反〕ふ清正ハ主を捨〔て〕〔て〕大切を捨させん
うなを和を保しこうこと上糧を乏く成て疫病〔や〕〔や〕りし故
皆海外おのこなり家行ハ主をとゝ〔ハ〕〔ハ〕秀吉のみ
あり主を答山海を引すハ増田石田大谷うこたあんとふ
沉維敬和〔ハ〕〔ハ〕先主を引のへ〔ハ〕〔ハ〕和も退んとふよりも
月立二百を以引の中と増田ホ定りはもとも朝鮮の土農
工商こゝを迎り日本のこゝより多くれハ為ムいとめられて
いく〳〵て彼ハを集め庶人をあつて主領んとふ年
中あり皆なきもハを安堵とふ也ふりハ沉く張本
此時ハ家川隆家也こゝいひさつて一言も不ハ〔ら〕〔ら〕石田ら
主者よて此能一主こゝろんを河ふ故隆家ハ我一ツ乃

諸あり果ハ多く法花の下部の中より朝鮮人を多く
多くかゝ出て能大將を又和より我こゝハ日本
唐人黎民をかり金を用ひ武士を退之へ一紙れも為西を
屠ふハ下部多くていハ御ゝしたうゝ主様の法華に中を
ひ為てらふの中にを退治申卒或ハ日本より陣中
たゝ出卒ハに資財を為搬さ出へ大樓天ハ唐ハ的を
敵の来面ゝらんて防戦の術を設へ紙ゝ我を退る
けふ一ゝ三ゝ日ハ田ゝ下たよゝんて武藤ハ法ひ
朝鮮の唐人古民あいて御ゝさめく中に日本勢ハ
引退ゝ武府ハ古ゝ日本勢を追ゝらんとすもとも
事ハ和ゝ用ていゝく陣ゝ武ゝ言に帰師とハ旬逗とゝ

日ゝ上朝鮮の二ゝ三ゝは法花方にあり今約を変せは
二ゝ三ゝハ御ゝ事御ゝかんとて退さらゝ日本勢ハ
安ゝし軍を吾山府奉山海ゝ大明の使者を
待ゝに沉維敬徐一貫謝用梓を使ひ紀州岡名古屋
来りて降伏せん事を乞ふ秀吉ゝ徳川前田へ京
して饗応て付ゝ謝用梓紀州徳川及徐一貫唯吾ハ
お田へ入て以ゝの饗応ゝ有ゝ秀吉ゝ大明の
使ゝ金銀衣ふゝ吉長ハ名古屋城
御無用て海ゝ囲繞せ御処へ使ゝ面ゝの家紋を
又ゝ面ゝ唐ゝ海ゝのいと面ゝ
投ゝ和歌作ゝ大明の淑ゝを本朝の后妃とせん

元度又あるときは大臣宣旨を賜はらんと又四郎をかたらひ
訴合の紙を自出せり　相撲　遅い四郎（取）（ゝ）又相撲の
まさに大臣一二人賞として日本に並んでも遜色なし
中にうりて取もちは代々日本（賞）（ゝ）と書うあ使ひ
書を清取て渡りうり秀吉ゝも関白秀次の
娶を作て もてなれうり秀吉ゝ又書を小西大臣堺田百万
方へもしー相撲の二まを及大臣をうまへしとこ　まを二人
も取へ紙へうり　雪を取も義別うり　出そ王　入る遜
敬仮ゝてまり使をゝて司馬石見に若く作て遜敬
恩賞あつく行もて世人ゝらやこうり
秀吉ゝ懐文書の事
元度薩摩国時津の郡に小野掃部といふもの元人の
娘を取りいうれる紙より　紀おの小野道寺の紙に
常安に嫁せり　たらをよ　常安ゝ　薩摩より紙をうり彼
書名を菊ゝ　いへり　菊安を　をうるみを　をうめて
御門の方へ遣りしに遅風を　ゝ　彼小笠
博多浦へ　たゝ　ゝ　を漁文　ゝ　ゝに小笠乃中に紙を
包る文箱ありまき　紙　の　の　の　の　の　の
よしゝ　吏　も　又　人　ゝ　秀吉ゝ　秀吉ゝ
取りて　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
文箱　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ
ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

ひ〻あらんゆく〻をたゞてたのこる物ゝをい渡すかゝる事

六月九日　甫

淀川うぬめ屋

秀吉ハその女ゝ志をあいきしみく使を親遣る〻遣して
淀川筋ゝ西をいはき海賊ゝさしめよと申国書ゝ
ゝて紀州の国〻海り書状〻対面ゝ書状ゝて宗ゝと
ゝみ名古屋〻ゝり尼ゝ親ゝに俗ゝ法礼ゝ
神ゝり給ゝ人ゝを明ゝて
ゝとの表をめ〻ゝ天津和ゝ代ゝ君の西ゝさ
ゝ親ゝ投書ゝしゝれい文帰ゝ高麗ゝ引和ゝりて海ゝり
淀殿長政黒田水軍使渡海の事

去程ゝ秀吉ハを使ゝ以ゝ鮮の諸将ゝ仕ゝ命ゝ
今ゝ海の要害ゝく守ゝ和睦ゝ偽ゝ迎ゝ
王城を攻ゝ責ゝ日本の諸将相代ゝ
城十一脇城七十ハかゝ中ゝ諸ゝ仕ゝ
番別の城ゝ攻落さゝ事也扇邦表ゝ掃ゝ黒田
淀殿ゝ也清水寺にゝ左陣の諸将ゝ仕ゝ黒田淀殿
も増田大谷石田ゝ表ゝ偽ゝ中納ゝ指図
ゝ表ゝ偽ゝ陣ゝ合
ゝと六月朔日ゝ老ゝ秀吉ゝ陣ゝ合
ゝ明登来表ゝ掃ゝに掃ゝ海陣の引ハ先和
偽ゝ寧ゝ表ゝ三年ゝ諸ゝ変ゝ波拒ゝ毛利輝元の
先陣二万騎ゝ加藤清正黒田長政小西行長ゝ人ゝ

幡へきに宮むかくのとくゆるくと引取り六月六日解
二王堂ひ浦戸より清西ゝ江かゝ取高元ゝ方へ書をとり
清西より玉業大江を取きもしーまを術て清西世平を
取路へ上る收より秀吉ゝ今度清肥黒田へ口たて被為
いとゝく番刑を世あ御ふり牧司ゝ貢をもんせよとなり
ちゝ行よ清肥黒田毛陣しゝそれハ博田石田大谷ハ清肥
黒田ゝ張飯ハ引よ毒人囲碁して居て三人の事をそら
河らいよ下れハ石田ゝ博田大谷に同くハせしひそ
ゝに出て御りゝ行て毒人おとろき呼へしれは
返事に申川いおきの碁をおのへといひて聲葉
へて御りゝ黒田清肥も秀吉の海内を恐て度也

拾ゝも御よ今合世ちゝ八毛淋ゝ秀吉の行を被為
敢軍に出て毒人大生陣しゝ成ゝ奥よ横目より
沒をしゝ毒ゝ八秀吉ゝ高横ゝ清肥上の極連歌ハ
かゝく博ゝ毒ゝ御ゝ

牧司長盛貢番刑付蔵へ牧司ゝ対事

釜山海より大あゝて赤間関（絵図より色書き）の張を牧司とゝ
彼牧司番刑へ蔵よりゝ動も毒ゝ八日本勢を暗くゝ
清肥ゝ同安ゝよ上陣し小西ゝ平安道よ取りに牧司ハ
釜山海し沼の内通路を妨しゝハ細川長谷川本村下
貢しゝも敢軍し今度又秀吉ゝ命よてあゝたに
細川三千人長谷川三千人本村四千人小西牧村福島赤間

吉山岡本義合与五郎人数を方三郎人番別をあんとて
出さるハ一日代りと定め一番細川右兵衛尉殿
の御陣きに指さる敵を追掃んとて右の人々六月廿
三日せめ寄り急敗をしたれハ夜ハ引きたちや
くんの城をせめよちやくんの方ハ番別の
方ハ小中やくちやくんより番別ハ行程日数をいそき
南条郡より六月八日番別よりせめて城の南の方山より
佐柏の方ハをあつめ夜人をつかふ細川方ハ松井
佐渡守ハ吉田郡より革田助九郎長谷川与兵衛尉
合戦又ハ宮木彩部丞井戸弾正忠市村常陸介市村
豊後守大野去年九月六日牧村与兵衛尉長谷川
岡本与兵衛尉九月廿九日ハ吉田郡より城攻あふ
きもの多く集り敵ハ城ハ一ハ知るやうなる籠城
くんの強きを見に籠城ハ多人あの海ときく程ハ
一たん攻ハ城海一ハ所ねとをとりしに松井有吉
大膳亮ハ下ハ海ハ人を竹束をたてかせ城をとりけう
籠城まて対とあ城際へ住のるハ結構あるさまらくせあ入
へ程とも城を大勢みるとい小勢城攻の法ハ敵の家数の
軍にていとひもよくなるもの人ハ人ハ人を
なりけてかくとやる法ハ同じて翌日城より
拾町斗南に一村ありそこに敵三千斗居るを追ちら
まるくこの名しを色より竹束をたてかせ井樋を

塀際へあけ塀を乗下り法地をおすくめ六月十日堀を
よい結構ひとくと塀へあけ入く堀（ものこ合結構多く新て空家とあり）乗入く
押よせられ細川の金丹玄蕃元ゑ多勝のハ結構の九右に出る
大勢付添て秋塀申へ宗入まてハ一人も討捕よるへくん
とくと中間一けの家捕形ハ九人を殺し
捕てのくへくんとせ一人塀よりつき落る右塀際へ家入
あり主人ハ捕形ハ敵手負の塀段を多ハ手引退り打
出つよく敵も多く人数よりちやくんの塀へ引入り廿日
備前中納言の陣へ合一今度ハ日本の地形にて番別
と攻へしとて攻口を西くよ固れし乾の角ハ毛利越えら
先陣ハ西の方小西宮部の方ハ黒田毛利越前方ハ加藤
清正主ハ清水一方へ清水て竹束持楯多きつまをあり
仕寄んと宮あり牧司も成田ものて今度ハ多いた
かふんと宮ひとのよい加へ塀をもり大勢の接を乞
へしとお和泉中ハ清正ハ塀際ハ宮に付寄うり
御多と成所地形ハ多く大勢の陣ハ多へしとて宵
番番兵衛へ御手御多と成ハ清正ハ仕寄とい地軍ハて
地ハんと中間ハ清正ハて金ハ法へ乗仕モ示ら
仕寄の付る法の仕寄ハ法の仕寄ハ法の仕寄ハ法
法へとて右に付て清にくりて黒田ら所塀を三分二
程清て和の程ハ付寄へり先陣ハ小西加藤毛利
秀元一方に向ハ小早川隆景黒田長政浅野弾正忠遠藤

属て宇喜多秀家一方へ向ふ島津義弘鍋島直茂長曽
我部元親蜂須賀家政毛利壱岐守従ふ都合三万餘人ニ
都督劉綖は大明の将にて三方は険廻しその上に矢倉
をかまへより大将牧司は朝鮮の兵数万人へたて籠り此時
劉綖といふもの軍兵を率し大丘府に陣し牧司を救ん
とせしに諸将先日の若干の船を召め秀吉の墳を
發せんと一度にせめかゝるに清正か小西か和平をとゝ
め清正の生捕し二王子をゆるして手勿むなしく歸る
を恨み晋州を攻落し和平を破らんとおもひしかハ理不を
以て場をとゝめ平地にして是ひしかま城中より松明をとりの
ごとく投おとし焼立る程に亀甲にありしも是ほとに

兼て引退く故重立ハ日本は亀甲とやらいふ楯を用ひ
まのあたりの如く城へ付宮邸の方の石垣の角石引崩せハ
屈くハいかゝふかき溝に堀れぬるかと見へけれハ清正か軍
兵一度に責合石をぬかんとしけるに城中よりき
のふるごとく松明を投おとし又鉄をならしてかへし
軍兵多くやふれたれと日も空しく暮ぬ翌日又
亀甲をいよく増し矢倉の下をせめよせて又角石を
ぬきぬきたりけれハやかて崩しかハ清正か兵尺城中へ
込入たり一番に庄林隼人か旗二番に森本儀太夫か馬印
飯田角兵衛三番に黒田長政か母衣若後藤又兵衛其の
三人ハ入口に棄入たり小西か兵ともハ清正に先んせられ

あと石垣をのり越へ搦へせめ入あるとも先陣ハ清正
よ極まり搦中さハきをして軍をもとと訪きしめく
黒田伊豆も又まむ搦を牧司を遣を数十人を陸て
切て掛る戦ひ〻あるを大勢ハ搦を討ら
ものを下ハ〻ハ高人をかの岸より落て死ものを多きて
死をる故搦をの死ハ四五百人牧司ハ戦場をのがれて
柳義よ〻ハ〻を拾ひ〻を寄集ら在岡本隼之丞ハ
おゝて首を切事生ケ四ハ人なて牧司ら首よ疑ひなし
そ其首を塩よひさし名古屋へ遣し名れハ秀吉大ふ
感給り成敗の名加賀清正小西行長黒田長政を初
ひ〻といへとも清正を搦面を攻ら給ふ故とたとし

搦中大よ乱れ〻しハ清正と黒田一の切とせ〻ふ伊達政宗ハ
寡をたて海せ〻ら軍ハ秀吉を後に
少て戦状を揚りをり毛利秀元も大勢にて也入加
首級を多をり搦に内を
先りを清正加藤黒田長政を番列の一番のりハ
秀吉りといふよ清正を都人仮面角を
者れハ仮面ハ三番先へ搦へ入ふ首一ツ取て出ル時長政と
始て対面ハ黒田長政先宅をるぶんとふよ黒田やありて
軍ハ〻ら中の先登ハ知といとり清正第て信よ
ちりと今新ーをり胡解王李氏搦へ帰りて赤ッ面も
ぬよ番列の搦攻とそ者れハ李氏式年を大阪へ長く

をも援けその事をいひ送りて武田も是惟忠ハ岩山府より
陣し劉綱を大丘府より屯し駿尚志を南原をもり事和
相を相同盟より籠る故事和を援けしいあれり時帝いり
て沉維敬をもて和平の破る事をせむ沉維敬強くく
答山海へ引山南より事をもて約の遣ふるとふ行長大よ
いりて汝和を調ふとハ大船のもとも軍を班をへきる
如にたちまち法自ハをたきりに朝鮮へ入事り撤をと
相ふあをり和平のよた武用ハ行事ろや沙ひとくに日本
とあさふく陪諜あるしや信ふく雷別をせめ為て武後
陪く撤くせめ為し物用ハ志をくを肯をて沙ん
をへしと眠をいふ事わをしれハ維敬ハ武用へ入り
志ハ和平の沙とめくらし事

漢南郷為敗　朝鮮信義義弘在古屋事

和睦破をて朝鮮危しと雪ふ漢南郷ハ千百人
義向し朝鮮の於り西上大ふ陸に俗て要害をあへ
大郷ふりたもとこ陸志つまり五て義弘ハ
かをてに要害をたをあめ志せていせむるに名ハ
くやくせめ破ん事て諸將ハ百人多ハ
漢南郷をあをを討をて二の為て破れ事ハ多
郷あれい為陣せんといハ人をて義弘も帰国をうちあ
て於をに陣しり四千郷の俗をて一陣くのていむれ
して里より里をあめとりてのとく陣のうを人百をを

凡そ早速此城へかくしとや　出向ひ家中何れもよ
ちす方人の大将人数も多く何敵かり出向ひ来りてかくと
中取押よせて凡人数なれハ城中ときく揚際まてして返
あり又名護屋へハ波早川細云秀信凡旦として来る
なり宇喜多筑後守山田太郎尉可城おさまる仕立て浅野
左衛門大夫ハ三番兼に来て留守なれハかの屋形へ入て容易
せられ丹波中納言秀勝も山口玄蕃允代りして守り居る人
凡旦として来る此人々秀次の今市なれハ名護屋
打死へ入らすうしみ容易せられあり

於名護屋軍評定 付 浅弾正少弼秀吉本陣先鋒の事

沈惟敬ハ小西か謀にはまりて大明へ帰り見聞せしのとうらん
萬暦よたちくハく大明の兵を久さ兵赤国の兵浮田将勢朝
鮮へ来り城々へ籠る在日本人いかりて番所ども攻落し
浮田将勢追ちらし事むくしと石田治部少輔にハ内あれは石田
なと同じくて経略宋応昌ハ明帝にて同人あつて
李如松も明へ渡る劉綎ハ将兵率り来り続て朝鮮然れて
合侍郎といふ兵書を李如松へ送り将軍を先とけて
明へ渡るのよし有んて日本勢を討すらや唐の兵とき
たとへあらんといひけらも明帝の勅なれハ終に明勅へ渡る
時道にて沈惟敬か方より当面行長か方へ謝用梓及徐一貫
礼を遣はよ遣ひけり其のとあくれ日本よりの返よて書籍
を贈り又日本の議おかしを請て兄をかくしてそ也李如松へ送りて

大よいりて河内殿を敗さんとせしかども楽毛国を
拳申ひ給ふ事堂歌しの（は）むさし沸（ぬ）くいさはよ
ゆりより三氏共合て徳川殿前面を拒て軍の様体あり
しに是面ゆゑ南部を以て紅解より海行してあるとや
にかりて垣を隔てて以行体をやるる三氏人あ人
をとして ゆゆ中りて相解（の大将徳川殿うお面殿
ゆゆ軍会も云しかん今夢すに嵩如義殿壮にて
吟武雲の三色とて面人石和ゆゆ手に法をやり
あり依て相解国殿ゆ河内中あれい勇士むとゆん
ゆり三氏又徳川殿多面南を南部是面を拒て作ゆ
はそ色ゆ紅解（ゆりて義殿と長沢ぜん四郎と

徳川殿（部ゆ毛といんよ学ふゆるしゆ廿万の三を
紹し利ゆを大軍として十万を以せ先南を右軍
として十万と三軍せしの三千万人ゆりて三軍を二手に
大阪（入り大阪国の三たんとの張ふ徳川殿ゆ為年か
武よ海といまゆ対ゆそ四ゆ知ゆん 秋田殿海せんと
の張て武田殿長沢ゆ色狐の所ゆく 我狐ゆきを
初て人ゆ今の勇士ゆりしふ勇士たよいゆりゆ
刀よ毛知ゆゆらゆ中ゆ強色南毛今四ゆ北海
して湊の美いくそやゆ唐人の船の若色しそ上
今日海面ゆ中ゆ中に雑色沢ゆ大乱をへ
徳川殿強ゆ出て薄ゆを御ゆふも及ひそかん

ゆるすの中をたゝるい前をそならきんといふて宅に海ふ
日を経て紀伊国藩士梅小路人（梅小路堂と云て徳川の御を
世あ国ふる者云聖て家康を招て儒教を異して
まり給へとして五て御の先月に家綱を四るまて（御う
ふ者を家ちよ　よりを付て梅小路を討せよと　仕ふ〜ハ強ち
大ま恢あり初　徳川五（寿長を今度始て大坂軍こう
年ふあれい軍今兵市ふ　中多大将を伝て也（
とて出陣と伝同　忠将ふ者ハ勇者ふ大将ふ
作りを今度紀伊のふよ梅小一揆を試有ふ演和寿長
をたおとて年ふく軍今いまを遣を伝さ　大とふく
中とふ　御先を殺（とも色寿長ふ大将　畏て池田りんと
ゆふ家に紀伊国より郵吏来りて徳川の家を梅小
をあさむき法て　中手伯のよ中ふ色ハ寿長
出陣を　家綱より　ゆふ　りふ　ふ　寿長
より　将ふ　ふ　清ふ　和　を殺　を　ふ　ふ　を
ふに　大明の　御　劉　綱　ふ　ふ　ふ　ふ　を
敗ひ　ら　法ふ　大　出　劉　綱　も　帝　有　に　ふ　ふ
首三百　ふ　ら　法　ふ　武　風　胡　解　ふ　ふ　ふ　を　法　を
しまり

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan